

くまもとアートポリスプロジェクト

相良村川辺川魅力創造事業・交流拠点施設設計に係る

県内共同事務所の選定に関する募集要項

1 趣旨

相良村では、令和2年7月豪雨災害を受け策定した「相良村復興計画」及び「相良村復興むらづくり計画」に基づき、川辺川の魅力を村内外に発信し、川辺川を中心とした周辺環境・地域資源を活かした地域活性化・関係交流人口の増加につなげるため、「川辺川魅力創造事業基本計画」を令和6年4月に策定した。

当計画では、川辺川の魅力を村内外に発信し、川辺川を中心とした周辺自然環境を活かした取組みを令和2年7月豪雨からの復興を後押しする地域活性化事業として展開することとし、川及び自然を直接的に楽しむ、鮎やナ場、キャンプ場等の体験型施設や、川辺川のみならず相良村の魅力を発信し、村内外の人が交流できる拠点施設を整備することとしている。

このことから、川辺川を核とした持続可能な拠点づくりを目指し、村民が地域のシンボルとして誇れる建物、かつ相良村廻地区の村民が日ごろから気軽に使える身近な施設として、また交流人口を増やす施設とするため、本要項に基づき公募型プロポーザルを実施する。

なお、このプロポーザルは、後世に残る文化的資産の創造と地域の活性化を目指して熊本県が推進している「くまもとアートポリス」の参加事業として実施する。また、くまもとアートポリスでは、事業主や施設利用者との積極的な対話を通して、その地域固有の環境や歴史に配慮した独自の新しい生活文化の創造を目指すとともに、県内建築士の技能向上に取り組んでいる。

当事業においては、公募型プロポーザルにより選定された者の豊かな発想で生み出された質の高い設計と、県内事務所のノウハウ及び調整能力をフルに活用し、相良村の創造的復興の象徴となるような魅力ある施設として交流拠点施設を整備する。

これらのことから、本要項に基づき、公募型プロポーザルにより選定された者との共同による設計、積算及び工事監理を、地元設計者として取り組むことのできる県内の建築士事務所を募集する。

2 プロポーザルの概要

- (1) 名 称 相良村川辺川魅力創造事業・交流拠点施設設計に係る公募型プロポーザル
- (2) 方 法 公募型プロポーザル
- (3) 主 催 熊本県、相良村
- (4) 事務局 くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）
- (5) 内 容 別紙「相良村川辺川魅力創造事業・交流拠点施設設計に係る公募型プロポーザル募集要項」による
- (6) スケジュール(再募集)

令和6年	9月 9日(月)	要項発表
	9月 9日(月)～9月19日(木)	要項配布
	9月19日(木)	応募締切
	9月24日(火)	一次審査(非公開)
	9月29日(日)	二次審査(非公開)

3 審査員

審査員長 伊東豊雄（建築家、くまもとアートポリスコミッショナー）
審査員 吉松啓一（相良村長）
田中尚人（相良村魅力創造会議委員長、熊本大学大学院准教授）
桂 英昭（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー）
末廣香織（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、九州大学教授）
曾我部昌史（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、神奈川大学教授）

4 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

- ① 応募又は共同応募する建築士事務所は、熊本県に建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録を行っている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）とする。
- ② プロポーザルとの重複応募を可とする。
なお、以下の者は、応募資格がないものとする。
 - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
 - ・ 審査員及びその家族
 - ・ 審査員が大学に所属する場合において、その審査員の研究室に現に属する者
 - ・ 審査員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者
 - ・ 主催者の職員で、今回のプロポーザルに関係する者

5 審査の方法

（1）一次審査

一次審査は非公開で行うものとし、次の事項により二次審査に進む3者程度を特定する。

なお、一次審査では、審査員は提出書類をもとに審査し、応募者の氏名、所属その他の応募者を特定する情報を持たないものとする。

ただし、応募者数が数ない場合には、一次審査を実施しないこともある。

- ① 応募者及び担当チームの能力・実績（業務経歴等）
 - ・ 業務実績、業務実施体制、技術者や有資格者の数
- ② 国又は地方公共団体が発注する公共施設等の業務実績
- ③ 設計、積算及び工事監理等に関する提案の内容
 - ・ 実施方針の妥当性、提案の的確性・独創性・実現性

（2）二次審査

二次審査は、次のとおりとする。

- ① 日程 令和6年9月29日（日）※プロポーザル二次審査終了後
- ② 会場 相良村総合体育館 2階会議室（予定）
（所在地：球磨郡相良村深水2493-1）
- ③ 方法 非公開で行うものとし、審査員及び公募型プロポーザルにより選定された者と個別面接により県内共同事務所を選定する。

6 要項配布

応募に係る資料は、本県のホームページで公表するので、応募者は各々ダウンロードすること。

7 提出書類等

応募者は、別添「相良村川辺川魅力創造事業・交流拠点施設設計に係る県内共同事務所選定に関する提案作成要領」に従い、技術者等の体制、過去の実績、設計、積算及び工事監理等における提案等を記載し、以下により事務局へ提出すること。

- ① 提出書類 別紙提出書（第2号様式）及び様式1～様式4
- ② 提出部数 10部
- ② 提出期限 令和6年9月19日（木）午後5時（必着）
- ③ 提出方法 郵送（書留郵便）、宅配便又は持参

8 審査結果等の公表

- （1）一次審査の結果は、一次審査通過者に速やかに通知するとともに、審査の公平性、透明性を示すため、選定結果及び審査の講評を本県のホームページで公表する。
- （2）二次審査の結果は、審査の公平性、透明性を示すため、選定結果及び審査の講評を本県のホームページで公表する。
- （3）審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

9 提出書類等の取り扱い

提出書類は返却しない。

10 設計業務委託の受託要件

今回の設計、積算及び工事監理を円滑に実施できるよう、本応募要項により選定された者は、別途、プロポーザルにより選定された者と共同企業体（JV）を組むこととする。

また、その共同企業体では代表者を定めることとする。

なお、各構成員の出資比率は、すべての構成員が均等割りの10分の6以上（2者の場合30%以上、3者の場合20%以上）であるものとするとともに、その比率に応じて業務割合が概ね均等割りになるよう努めることとする。ただし、その割合は各々での協議により決定するものとする。

11 計画の条件等

別添「相良村川辺川魅力創造事業・交流拠点施設設計に係る仕様書」による。

12 その他

- （1）本事業は、くまもとアートポリスの一環として実施するものであり、その理念を尊重すること。
- （2）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とすること。
- （3）提出書類等の作成に係る一切の費用は提出者の負担とすること。
- （4）提出書類が次の条件のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ⑥ 他者の著作権を侵害した疑いがあると審査員が判断したもの
 - ⑦ その他主催者又は審査員が不適格と認めたもの
- （5）提出された書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載された配置予定の技術者は、病気など特別な事情がある場合を除き、変更することはできない。ただし、プロポーザルにより選定された者と共同企業体を組む際の配置替えは可とする。

13 事務局、問合せ先

くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-333-2537 FAX：096-384-9820

E-mail：kap@pref.kumamoto.lg.jp

HP：https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/85889.html

なお、本プロポーザルで必要な情報提供は、熊本県庁ホームページ内の以下のページにて公表する。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/208131.html>